

# 福岡県公報

平成18年4月5日  
第2517号

## 目次

### 告示(第736号-第773号)

○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	2
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	2
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	3
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	3
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	3
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	4
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	4
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	5
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	5
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	5
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	6
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	6
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	7
○町の字の区域及び名称の変更	(地方課)	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	11
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	11
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	12

○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	12
○町の廃置分合に伴う築上町の人口	(地方課)	12
○町の廃置分合に伴う鞍手郡及び宮若市の人口	(地方課)	12
○町の廃置分合に伴う福智町の人口	(地方課)	12
○福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項の変更	(出納事務局出納総務課)	13

○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	13
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	14
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	15
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	15
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課)	15
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	16
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	16
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	16
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	17
○貸金業者の営業所の不確知	(経営金融課)	17
○道路法第19条第1項の規定に基づく管理の方法	(道路維持課)	17
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	18
○福岡県特定非営利活動促進法施行条例第5条の規定に基づき福岡県知事の定める閲覧の場所	(生活文化課)	18

### 公 告

○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	18
○一般競争入札の実施	(総務事務センター)	19
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	22
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	23
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	23
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	24

### 選挙管理委員会

○筑後市長選挙における選挙の効力に関する審査申立てに対する裁決		
---------------------------------	--	--

(地方課) .....25  
○筑後市長選挙における当選の効力に関する審査申立てに対する裁決  
(地方課) .....28  
**監査委員**  
○監査結果の公表 (監査委員事務局監査第一課) .....33  
○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) .....38  
**公安委員会**  
○駐車監視員資格者講習の実施 (警察本部駐車対策課) .....42  
○少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課) .....43  
**再 掲**  
○市の町の区域の設定 (地方課) .....48  
○市の町の区域の設定 (地方課) .....50  
**正 誤**  
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知(平成17年12月福岡県告示第2538号) 中正誤 .....51

**告 示**

**福岡県告示第736号**

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 商号  
有限会社フラップ
- 2 代表者名  
井久保 淳
- 3 主たる営業所の所在地  
福岡市西区今宿東3-8-19
- 4 登録番号

福岡県知事(4)第05671号

- 5 登録年月日  
平成15年7月15日
- 6 行政処分の年月日  
平成18年3月2日
- 7 行政処分の内容  
貸金業務の全部停止45日間(平成18年3月3日から平成18年4月16日まで)  
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文  
貸金業の規制等に関する法律第36条

**福岡県告示第737号**

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称  
サム信用企画
- 2 氏名  
中岡 泰三
- 3 主たる営業所の所在地  
北九州市門司区上馬寄3-2-12-101号
- 4 登録番号  
福岡県知事(2)第07337号
- 5 登録年月日  
平成15年6月15日
- 6 行政処分の年月日  
平成18年3月8日
- 7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止45日間（平成18年3月9日から平成18年4月22日まで）  
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

## 8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

**福岡県告示第738号**

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 名称

アートファイナンス

## 2 氏名

中丸 清正

## 3 主たる営業所の所在地

福岡市博多区中洲1-2-8 パスポートビル2F2号

## 4 登録番号

福岡県知事(1)第07986号

## 5 登録年月日

平成15年5月15日

## 6 行政処分の年月日

平成18年3月2日

## 7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止45日間（平成18年3月3日から平成18年4月16日まで）  
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

## 8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

**福岡県告示第739号**

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 名称

デイリーファイナンス

## 2 氏名

白川 陽一郎

## 3 主たる営業所の所在地

福岡市博多区中洲1-2-8 パスポートビル1F1号

## 4 登録番号

福岡県知事（N1）第07987号

## 5 登録年月日

平成15年5月15日

## 6 行政処分の年月日

平成18年3月2日

## 7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止45日間（平成18年3月3日から平成18年4月16日まで）  
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

## 8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

**福岡県告示第740号**

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 氏名

的野 和雅

2 主たる営業所の所在地  
福岡市南区日佐 2-17-32

3 登録番号  
福岡県知事(1)第08003号

4 登録年月日  
平成15年 6月16日

5 行政処分の日  
平成18年 3月 2日

6 行政処分の内容  
貸金業務の全部停止45日間（平成18年 3月 3日から平成18年 4月16日まで）  
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

7 適用条文  
貸金業の規制等に関する法律第36条

---

**福岡県告示第741号**  
貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。  
平成18年 4月 5日  
福岡県知事 麻 生 渡

1 名称  
豊商事

2 氏名  
島 豊明

3 主たる営業所の所在地  
三潞郡大木町大字福土251

4 登録番号  
福岡県知事(1)第08021号

5 登録年月日  
平成15年 7月15日

6 行政処分の年月日  
平成18年 3月 2日

7 行政処分の内容  
貸金業務の全部停止45日間（平成18年 3月 3日から平成18年 4月16日まで）  
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文  
貸金業の規制等に関する法律第36条

---

**福岡県告示第742号**  
貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。  
平成18年 4月 5日  
福岡県知事 麻 生 渡

1 名称  
秀蔵総研企画

2 氏名  
網脇 秀則

3 主たる営業所の所在地  
飯塚市下三緒35番地750

4 登録番号  
福岡県知事(1)第08052号

5 登録年月日  
平成15年 8月15日

6 行政処分の年月日  
平成18年 3月 2日

7 行政処分の内容  
貸金業務の全部停止45日間（平成18年 3月 3日から平成18年 4月16日まで）  
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県知事 麻 生 渡

**福岡県告示第743号**

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称  
イマンド商会
- 2 氏名  
山口 摩美
- 3 主たる営業所の所在地  
宗像市須恵295-4
- 4 登録番号  
福岡県知事(1)第08063号
- 5 登録年月日  
平成15年8月15日
- 6 行政処分の年月日  
平成18年3月2日
- 7 行政処分の内容  
貸金業務の全部停止45日間（平成18年3月3日から平成18年4月16日まで）  
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文  
貸金業の規制等に関する法律第36条

**福岡県告示第744号**

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年4月5日

- 1 名称  
こがね屋
- 2 氏名  
頼金 信孝
- 3 主たる営業所の所在地  
福岡市早良区室見1-13-7 JGM室見駅前501号
- 4 登録番号  
福岡県知事(1)第08083号
- 5 登録年月日  
平成15年9月16日
- 6 行政処分の年月日  
平成18年3月2日
- 7 行政処分の内容  
貸金業務の全部停止45日間（平成18年3月3日から平成18年4月16日まで）  
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文  
貸金業の規制等に関する法律第36条

**福岡県告示第745号**

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 氏名  
内野 和久
- 2 主たる営業所の所在地  
太宰府市坂本3-23-20国文ハイツA103号
- 3 登録番号

福岡県知事(1)第08103号

4 登録年月日

平成15年10月15日

5 行政処分の年月日

平成18年3月4日

6 行政処分の内容

貸金業務の全部停止45日間（平成18年3月5日から平成18年4月18日まで）

ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

7 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

---

**福岡県告示第746号**

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称

一志会マトリックスシステム

2 氏名

笹渕 武志

3 主たる営業所の所在地

福岡市博多区諸岡1-10-6 サンビル10階1002号

4 登録番号

福岡県知事(1)第08118号

5 登録年月日

平成15年11月17日

6 行政処分の年月日

平成18年3月3日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止45日間（平成18年3月4日から平成18年4月17日まで）

ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

---

**福岡県告示第747号**

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称

長野興産

2 氏名

長野 潤一郎

3 主たる営業所の所在地

福岡市中央区春吉1-14-18

4 登録番号

福岡県知事(1)第08125号

5 登録年月日

平成15年11月17日

6 行政処分の年月日

平成18年3月6日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止45日間（平成18年3月7日から平成18年4月20日まで）

ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

---

**福岡県告示第748号**

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

ハル企画

2 氏名

友永 裕一

3 主たる営業所の所在地

福岡市西区生松台2-30-8

4 登録番号

福岡県知事(1)第08144号

5 登録年月日

平成15年12月15日

6 行政処分の年月日

平成18年3月2日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止45日間（平成18年3月3日から平成18年4月16日まで）  
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第749号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

三池郡高田町大字今福字城の下638番、639番1、639番2及び640番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

甘木市大字一ツ木1148番地1

ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信

福岡県告示第750号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字筑紫25番1、25番15、25番16、25番20、36番1、43番1、43番4、52番1及び52番6並びにこれらの区域内の道路・水路等である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市大字筑紫504番地

大石 正明

福岡県告示第751号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サンキ中間店

(2) 所在地 福岡県中間市鶴四丁目1605番地27

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第752号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇美町長から宇美町の字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、平成18年10月21日から効力を生ずるものとする。

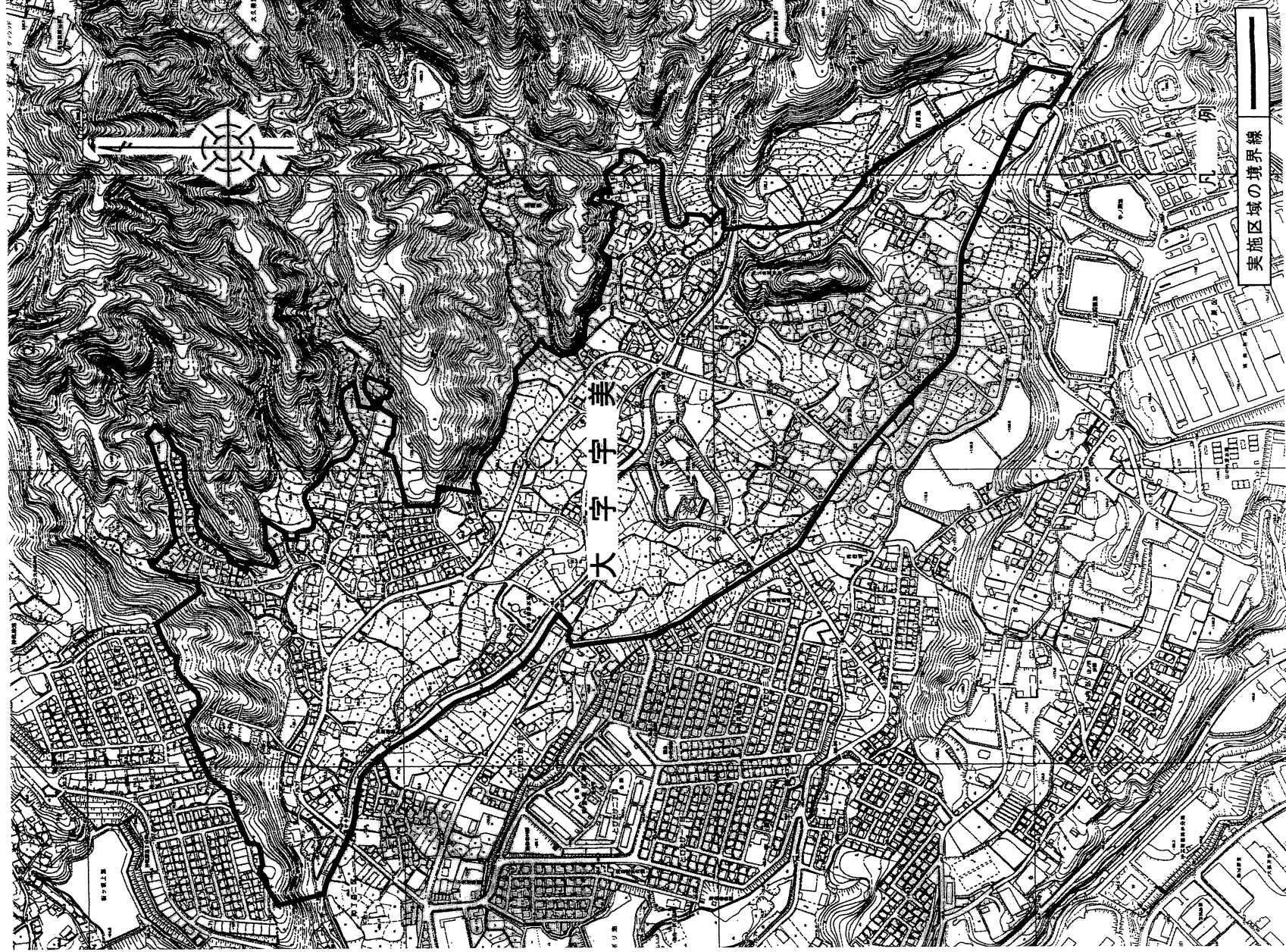
平成18年4月5日

福岡県知事 麻 生 渡

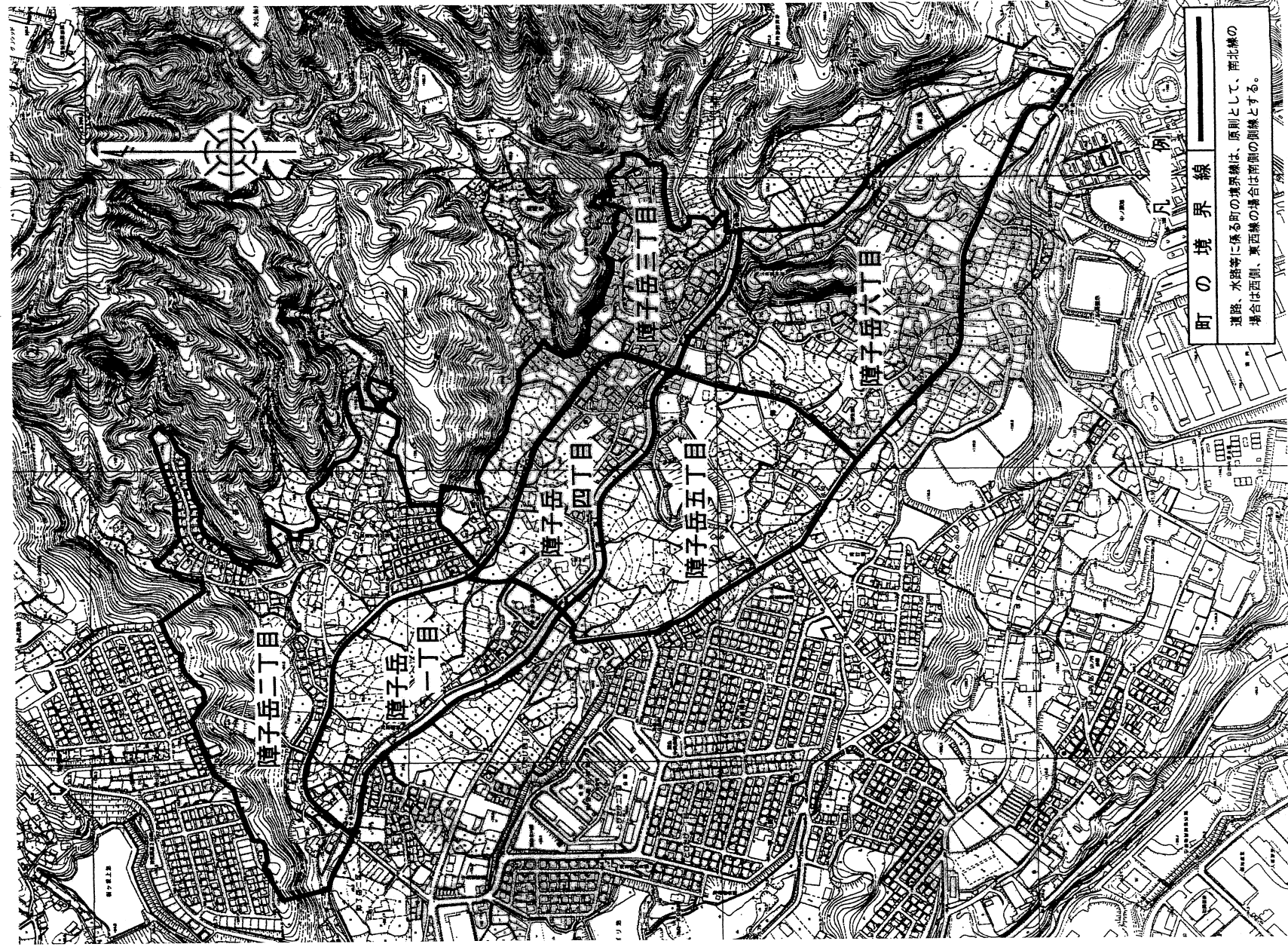
別図1の区域内の字の区域及び名称を別図2のように変更する。



別図1



別図2



## 福岡県告示第753号

大谷・天生田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 退任理事

氏名	住所
中村久男	行橋市大字天生田831番地
渡孝	〃 〃 1238番地2
亀田昇	〃 大字大谷1535番地
岩崎義一	〃 大字流末963番地2
森英敏	〃 大字宝山808番地
松本泰治	〃 大字天生田858番地
中村征夫	〃 〃 164番地
椎野俊明	〃 〃 824番地1
岸本千代和	〃 〃 742番地
高山隆行	〃 〃 144番地3
酒井豊敏	〃 大字宝山761番地
亀田國夫	〃 大字大谷1546番地2
亀田浅男	〃 〃 1544番地1
白石英典	〃 大字大谷1436番地
宮坂一則	〃 流末942番地1
安藤馨	〃 大字宝山304番地

## 2 退任監事

氏名	住所
向井忠亮	行橋市大字流末967番地1
千原嘉徳	〃 大字天生田744番地3

牧野光彦	〃 大字宝山798番地
今村治	〃 大字大谷1754番地

## 3 就任理事

氏名	住所
中村久男	行橋市大字天生田831番地
渡孝	〃 〃 1238番地2
亀田昇	〃 大字大谷1535番地
岩崎義一	〃 大字流末963番地2
森英敏	〃 大字宝山808番地
松本泰治	〃 大字天生田858番地
中村征夫	〃 〃 164番地
椎野俊明	〃 〃 824番地1
岸本千代和	〃 大字天生田742番地
高山隆行	〃 〃 144番地3
酒井豊敏	〃 大字宝山761番地
亀田國夫	〃 大字大谷1546番地2
亀田浅男	〃 〃 1544番地1
白石英典	〃 〃 1436番地
宮坂一則	〃 大字流末942番地1

## 4 就任監事

氏名	住所
今村治	行橋市大字大谷1754番地
千原嘉徳	〃 大字天生田744番地3
牧野光彦	〃 大字宝山798番地
中村順之介	〃 大字流末1184番地1

福岡県告示第754号

甘木市小田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
大内田 龍雄	甘木市大字小田1684番地

2 就任理事

氏名	住所
松尾 正憲	朝倉市小田1531番地

福岡県告示第755号

苅田町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のように公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
中本 正孝	京都郡苅田町大字法正寺197番地

福岡県告示第756号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年8月30日農林水産省告示第1802号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第757号

平成18年1月10日から築上郡椎田町及び同郡築城町を廃し、その区域をもって築上郡築上町を置いたことに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第1項の規定に基づき、築上郡築上町の人口を次のとおり告示する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

築上郡築上町 20,832人

福岡県告示第758号

平成18年2月11日から鞍手郡宮田町及び同郡若宮町を廃し、その区域をもって宮若市を置いたことに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176条第1項の規定に基づき鞍手郡の区域の人口を、同令第177条第1項の規定に基づき宮若市の人口を、それぞれ次のとおり告示する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

鞍手郡の区域 27,458人

宮若市 30,632人

福岡県告示第759号

平成18年3月6日から田川郡金田町、同郡赤池町及び同郡方城町を廃し、その区域を

もって田川郡福智町を置いたことに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第1項の規定に基づき、田川郡福智町の人口を次のとおり告示する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻 生 渡

田川郡福智町 25,556人

### 福岡県告示第760号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻 生 渡

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	146	朝倉市甘木2014-1 甘木朝倉食品衛生協会 会長 篠崎博之	朝倉市甘木2014-1 福岡県朝倉保健福祉環境事務所内	平成18年3月20日
旧事項		甘木市大字甘木2014-1 甘木朝倉食品衛生協会 会長 篠崎博之	甘木市大字甘木2014-1 福岡県朝倉保健福祉環境事務所内	
新事項	281	朝倉市甘木2025-1 荻野京子	朝倉市甘木2014-1 福岡県朝倉総合庁舎内売店	平成18年3月20日
旧事項		朝倉市甘木2025-1 荻野京子	甘木市大字甘木2014-1 福岡県甘木総合庁舎内売店	
新事項	32	福岡市中央区天神2丁目13番1号 （今回変更する売りさばき所） 福岡市中央区天神2丁目13番1号 本店外54店 朝倉市甘木1842-1 株式会社福岡銀行甘木支店 朝倉市杷木池田691-1 株式会社福岡銀行杷木支店	福岡市中央区天神2丁目13番1号 本店外54店 （今回変更する売りさばき所） 朝倉市甘木1842-1 株式会社福岡銀行甘木支店 朝倉市杷木池田691-1 株式会社福岡銀行杷木支店	平成18年3月20日

旧事項		株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号 本店外54店 （今回変更する売りさばき所） 朝倉市杷木池田691-1 株式会社福岡銀行杷木支店	月20日
新事項			福岡市中央区天神2丁目13番1号 本店外54店 （今回変更する売りさばき所） 嘉麻市鴨生242-23 株式会社福岡銀行稲築支店 嘉麻市大隈町1039-2 株式会社福岡銀行大隈支店 嘉麻市上山田1403-16 株式会社福岡銀行山田支店	
旧事項	32	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号 本店外54店 （今回変更する売りさばき所） 嘉穂郡稲築町大字鴨生242-23 株式会社福岡銀行稲築支店 嘉穂郡嘉穂町大字大隈町1039-2 株式会社福岡銀行大隈支店 山田市大字上山田1403-16 株式会社福岡銀行山田支店	平成18年3月27日

### 福岡県告示第761号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日  
平成18年3月23日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 イオンスーパーセンター志摩店  
(2) 所在地 福岡県糸島郡志摩町大字津和崎字宮ノ元29-1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
イオン九州株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
イオン九州株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
未定	

- 4 大規模小売店舗を新設する日  
平成18年11月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
20,000㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県糸島郡志摩町大字津和崎字宮ノ元29-1 外	1,550

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県糸島郡志摩町大字津和崎字宮ノ元29-1 外	243

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県糸島郡志摩町大字津和崎字宮ノ元29-1 外	297.5

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県糸島郡志摩町大字津和崎字宮ノ元29-1 外	69.4

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
イオン九州株式会社	午前7時	午前2時

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前6時30分から午前2時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

5ヶ所 福岡県糸島郡志摩町大字津和崎字宮ノ元29-1 外

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

**福岡県告示第762号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市屏字平原101、203、205の3、字サコ1032の8、1032の10、1032の12、1032の18、字ウトウラ1763の1、1777の64、1864の17

- 2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第763号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人あいコスモス

(2) 代表者の氏名

近藤 義子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑後市大字北長田667番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、社会福祉活動や生きがい対策推進に関する事業

を行い、社会を明るくし、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第764号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 立山福祉会

(2) 代表者の氏名

立石 百合子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大野城市平野台四丁目10番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、介護保険法に基づく在宅介護や高齢者の生き甲斐作り・地域住民との交流促進に関する事業を行い、地域福祉の増進や共生共助なまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第765号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
田川郡添田町大字落合 (桝田落合地区・駒啼換地区)	平成18年3月29日

**福岡県告示第766号**

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称  
ローンズいずみ
- 2 氏名  
曲手 妙子
- 3 主たる営業所の所在地  
福岡市東区松崎1-37-1
- 4 登録番号  
福岡県知事(1)第08028号
- 5 登録年月日  
平成15年7月15日
- 6 行政処分の年月日  
平成18年3月15日
- 7 行政処分の内容  
貸金業務の全部停止45日間（平成18年3月16日から平成18年4月29日まで）  
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文  
貸金業の規制等に関する法律第36条

**福岡県告示第767号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年11月福

岡県告示第2022号筑紫野都市計画下水道事業筑紫野公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施工者の名称  
筑紫野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
筑紫野都市計画下水道事業筑紫野公共下水道
- 3 事業施工期間  
昭和51年1月10日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成16年11月19日福岡県告示第2022号の事業地に筑紫野市原田二丁目及び美しが丘北一丁目の各丁目の一部、筑紫野市大字筑紫、大字原田及び大字若江の各大字の一部の区域を変更する。
  - (2) 使用の部分  
なし

**福岡県告示第768号**

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 氏名  
李 千香（国本 千香）
- 2 主たる営業所の所在地  
福岡市南区和田4-15-3
- 3 登録番号



福岡県知事(1)第08042号

4 登録年月日

平成15年7月15日

5 行政処分の年月日

平成18年3月16日

6 行政処分の内容

貸金業務の全部停止45日間（平成18年3月17日から平成18年4月30日まで）

ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

7 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

#### 福岡県告示第769号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

エフケイ商事

2 氏名

村上 純之

3 主たる営業所の所在地

春日市須玖北8-10

4 登録番号

福岡県知事(1)第08127号

5 登録年月日

平成15年11月17日

6 行政処分の年月日

平成18年3月15日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止45日間（平成18年3月16日から平成18年4月29日まで）

ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

#### 福岡県告示第770号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定による登録を受けた次の貸金業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、その登録を取り消すことがある。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

名称	氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
明和クレジット	児玉 徹	福岡市博多区博多駅前3丁目7番3号 卓月マンション博多501号	福岡県知事(2)第07315号	平成15年4月17日
	長嶋 浩司	朝倉郡筑前町朝日973-1カーサ朝日1106	福岡県知事(1)第07999号	平成15年6月16日
ゴーン	岡 弘道	福岡市博多区中呉服町6番7号	福岡県知事(1)第08094号	平成15年10月15日

#### 福岡県告示第771号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項の規定に基づき、北九州市の区域と京都郡苅田町の区域との境界に係る県道の管理の方法について、平成18年3月1日、北九州市との協議が成立したので、同条第5項の規定により公示する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 協議に係る県道の路線名及び区間

(1) 路線名

一般県道新北九州空港線

(2) 区間

北九州市小倉南区空港北町1番先から京都郡苅田町鳥越町10番21先まで

2 管理の方法

1 の県道は、福岡県が管理する。

**福岡県告示第772号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市天神5丁目566番1、566番2、566番18、566番19、571番2から571番4まで、571番6、571番8、571番12、571番13及び862番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市天神5丁目14番11号

三輪 章太

**福岡県告示第773号**

福岡県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年福岡県条例第31号）第5条の規定に基づき福岡県知事の定める閲覧の場所を次のとおり定め、福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年福岡県規則第49号）第3条の定める縦覧の場所を次のとおりとし、平成18年4月6日から施行する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県生活労働部生活文化課

福岡県福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎5階

**公 告**

**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

パソコン

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況

### 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

#### (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）

#### (2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838

#### (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

#### (4) 申請の時期

この公告の日から平成18年5月2日（火）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

#### 4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

#### 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

##### (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

##### (2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

#### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
パソコン 217台
- (2) 調達物品及び特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成18年6月30日（金）
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

- (1) 申請書の入手先  
政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）  
〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-641-7838
- (2) 申請書の価格  
一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
福岡県総務部総務事務センター調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年5月15日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	02	事務機器	AA
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	11	その他	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

- (1) 期間  
平成18年4月5日（水）から平成18年5月15日（月）までの県の休日を除く毎日

、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の取扱いに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター

(2) 受領期限

平成18年8月15日(月) 午後5時00分

(3) 提出方法

直接又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター入札室

(2) 日時

平成18年5月16日(火) 午前11時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においてそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合においては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(の税込金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を

納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指定停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

福岡県知事 麻 生 渡

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報、その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他詳細は入札説明書による。

## 17 Summary

(1) Articles and Quantity

Personal Computer System : 217units

(2) Time Limit of Tender

5:00PM on May 15, 2006

(3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs

Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7,

Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan

TEL 092-643-3092

## 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年4月5日

## 1 変更しようとする都市計画の種類

久山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成18年4月27日 午後7時から9時まで

(2) 場所

久山町役場新館2階会議室（糟屋郡久山町大字久原3632）

## 3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

㏽ 区域区分の決定の有無

㏾ 区域区分の方針

イ 主要な都市計画の決定等の方針

㏽ 自然的環境の整備又は保全に関する方針

(2) 閲覧

同案については、平成18年4月5日から同月19日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び久山町田園都市課において、公衆の閲覧に供する。

## 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年4月19日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

## 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

## 6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の

30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

久山都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成18年4月27日 午後7時から9時まで

(2) 場所

久山町役場新館2階会議室（糟屋郡久山町大字久原3632）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

人口フレームを次のように変更する。

区分 \ 年次	平成12年	平成22年
都市計画区域内人口	7.6千人	10.0千人

市街地内人口	1.0千人	1.5千人
--------	-------	-------

(2) 閲覧

同案については、平成18年4月5日から同月19日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び久山町田園都市課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年4月19日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 変更しようとする都市計画の種類

宗像都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 2 開催の日時及び場所

## (1) 日時

平成18年4月28日 午後7時から9時まで

## (2) 場所

宗像市役所3階303会議室（宗像市東郷1丁目1-1）

## 3 都市計画の案の概要及び閲覧

## (1) 都市計画の案の概要

同方針のうち、次の事項を変更する。

## ア 都市計画の目標

(ア) 都市づくりの基本理念

## イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(イ) 区域区分の方針

## ウ 主要な都市計画の決定等の方針

(ウ) 都市施設の整備に関する方針

## (2) 閲覧

同案については、平成18年4月5日から同月19日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び宗像市都市建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

## 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年4月19日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

## 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

## 6 その他

## (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることもある。

## (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

## (3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

## 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年4月5日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 変更しようとする都市計画の種類

宗像都市計画区域区分

## 2 開催の日時及び場所

## (1) 日時

平成18年4月28日 午後7時から9時まで

## (2) 場所

宗像市役所3階303会議室（宗像市東郷1丁目1-1）

## 3 都市計画の案の概要及び閲覧

## (1) 都市計画の案の概要

人口フレームを次のように変更する。

区分	年次	平成12年	平成22年



都市計画区域内人口	81.6千人	88.0千人
市街地内人口	73.1千人	78.6千人

## (2) 閲覧

同案については、平成18年4月5日から同月19日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び宗像市都市建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

## 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年4月19日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

## 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

## 6 その他

## (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

## (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

## (3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

**選挙管理委員会**

## 福岡県選挙管理委員会告示第38号

平成17年11月13日執行の筑後市長選挙における選挙の効力に関し、福岡県筑後市大字

西牟田1836番地彌吉久壽雄から提起された審査申立てについて、平成18年3月24日、当委員会は次のとおり裁決した。

平成18年4月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

## 裁 決 書

福岡県筑後市大字西牟田1836番地  
審査申立人 彌 吉 久 壽 雄

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成18年1月16日付けで提起された平成17年11月13日執行の筑後市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

## 審査の申立ての要旨

本件選挙について、異議申立人永松廣子（以下「異議申立人」という。）が平成17年11月25日付けで筑後市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、同年12月26日付けで異議の申出を棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めらるものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

1 異議申立人は、投票立会人が本件選挙の争点である九州新幹線・船小屋駅の設置に関し肯定的発言を続けたことを確認し、「こんな所であんなことを言っているが、平成17年11月9日午前11時50分頃と時刻まで特定しているにも関わらぬ市委員会事務局職員に告げているが、平成17年11月9日午前11時50分頃と時刻まで特定しているにも関わらぬ市委員会事務局職員が、その事実の確認ができないと判断するのは稚拙で組織ぐるみで事実を隠蔽しているものである。また、市委員会は、異議申立人の主張と市委員会が行った証人尋問における証言に差異があるにも関わらず、異議申立人から事情聴取を行うなど事実を明らかにするための措置を講じていない。

2 市委員会は、市委員会事務局職員が投票立会人の私語について注意をしたことを認めており、このことは、本件選挙の期日前投票所では投票所の静寂を保つために頻繁に注意が行われていたことを露呈するものであり、選挙人の自由な意思が妨げられた期日前投票が行われた。

本件選挙の期日前投票者数は3,000人を超えており、選挙人の自由な意思が妨げられるような発言が、期日前投票期間中に公然と行われるなら、当選人の当落に影響を及ぼすものである。

## 裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを適法なものと同認め、これを受理し、市委員会から弁明書を徴し、申立人からは反論書を徴し、また、職権により市委員会から期日前投票投票録、期日前投票集計表（時間別投票数）、証人尋問に係る調書その他関係書類の提出を求め、これらを慎重に調査した。

おおよそ選挙が無効とされるのは、公職選挙法（以下「法」という。）第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあるときで、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、「主として選挙管理の任にあたる機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すもの」（昭和27年12月4日最高裁判決）と解されている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「当該選挙の管理執行の手続に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果につきあるいは異なった結果を生じたかも知れないと考えられる場合をいうもの」（昭和29年9月24日最高裁判決）と判示されている。

以上の観点から、順次申立理由を判断する。

1 申立理由1について

申立人は、市委員会が、その事実の確認ができないと判断するのは稚拙で組織ぐるみで事実を隠蔽している旨

主張するが、市委員会では、異議の申出に対する決定に際し、異議申出人が特定した日時に立ち会った期日前投票の投票立会人の2名、異議申出人が注意を促した市委員会事務局職員1名及び当日の期日前投票管理者の計4名に対して証人尋問を行ったことが認められる。その結果、選挙人から期日前投票所内での私語について指摘があったこと、指摘を受けて事務局職員が投票立会人等に対し、私語を慎むよう注意を促したことは認められるが、異議申出人の主張するところの事実は判明しなかったものであって、市委員会の判断が稚拙で組織ぐるみで事実を隠蔽していると認めることはできない。

また、申立人は異議申出人から事情聴取を行うべき旨主張するが、異議の申出の審理においては、選挙管理委員会は異議申出人の主張する違法事実を拘束されず、その自由な判断により違法事実の存否を調査し、その結果に基づいて決定をすることができるものであり、どこまで調査をするかは、選挙管理委員会の自由裁量に属するものである。

なお、仮に、異議申出人の主張するところの事実があったとした場合においても、当該行為が選挙の自由公正を著しく害し、そのために選挙の結果に異動を及ぼす可能性があるか否かについては、可能なかぎり客観的に当該行為の影響の範囲から判断すべきものである。異議申出人が主張する時間帯（11時30分～11時59分）の投票者数は16名であり、本件選挙における当選人と次点者との得票差は369票であるため、選挙の結果に異動を及ぼす可能性があるとはいえない。

## 2 申立理由2について

申立人は、事務局職員が異議申出人の指摘を受け投票立会人等に私語を慎むよう注意を促した事実をもって、投票所の静寂を保つため頻繁に注意が行われていたとし、選挙人の自由な意思が妨げられたと主張するが、具体的にその事実を指摘するものではなく、申立人の推測の域を超えておらず、当委員会としてこれを採用することはできない。

以上のとおり、本件選挙が無効であるとする申立人の主張はいずれも容認することができないものであり、申立人の異議の申出を棄却した市委員会の決定に誤りはない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成18年3月24日

### 福岡県選挙管理委員会

委員長	田 辺 俊 明
委員	水 戸 栄 樹
委員	松 永 成 行
委員	伊 豆 善 也

---

**福岡県選挙管理委員会告示第39号**

平成17年11月13日執行の筑後市長選挙における当選の効力に関し、福岡県筑後市大字西牟田3608番地紫原実他3名から提起された審査申立てについて、平成18年3月24日、当委員会は次のとおり裁決した。

平成18年4月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

## 裁 決 書

福岡県筑後市大字西牟田3608番地  
審査申立人 紫 原 実  
福岡県筑後市大字前津699番地 1  
審査申立人 弥 吉 望  
福岡県筑後市大字西牟田3557番地 1  
審査申立人 紫 原 輝 昭  
福岡県筑後市大江6981番地 2  
審査申立人 田 中 健 一

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成18年1月16日付けで提起された平成17年11月13日執行の筑後市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

## 審査の申立ての要旨

申立人のうち紫原実は、本件選挙について、平成17年11月25日付けで筑後市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、同年12月26日付けで異議の申出を棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件選挙における当選人桑野照史候補（以下「桑野候補」という。）の当選を無効とする旨の裁決を求めるものである。  
その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

1 開票会場の第1点検係、計算係、第2点検係及び積上台（以下「各係等」という。）の配置については、各候補者ごとに直線的に配置されるべきであるところ、本件選挙においては第1点検係から第2点検係までと積上台が交差しており、各係等の配置に問題がある。

また、このような各係等の配置について、開票事務従事者等への周知が徹底されておらず、そのため、開票事務従事者による積上台への票の置き間違いが発生している。

積上台での置き間違い同様、各係等の配置を理解していない開票事務従事者が各候補者の票を得票係に持ち込めば、得票係においても集計ミスが発生する。

2 第1点検係において、点検開始後約1時間の間、彌吉治一郎候補（以下「彌吉候補」という。）の点検の係員が4名に対して桑野候補の点検の係員は3名であったにもかかわらず、点検に要した時間は彌吉候補の方がかなり長かった。このため、参観人の多くは彌吉候補の当選を確信した。  
以上のことから、本件選挙に係る全投票の再点検が必要である。

## 裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを適法なものとして認め、これを受理し、市委員会から弁明書を徴し、申立人からは反論書を徴し、また、職権により選挙録、証人尋問及び異議申出人審尋に係る調書その他関係書類の提出を求め、これらを慎重に調査した。

当委員会の調査によれば、本件選挙における開票事務は次のように行われたことが認められる。（別紙図面参照）  
まず、すべての投票は開披台で混同された後、明らかに有効とすべき投票（以下「完全有効票」という。）は、候補者ごとに分類され第1点検係に回付された。第1点検係は両候補者の係とも4名で構成されており、回付された投票は2名1組で点検した。第1点検係で点検の結果、完全有効票は計算係に回付された。一方、開披台で仕分けられた完全有効票以外の投票（以下「疑問票等」という。）については審査係に回付された。

計算係に回付された完全有効票は、計数機にかけ100票の束にし、その100票の束を再度計数機にかけ、間違いなく100票の束であることを確認のうえ候補者名が記載された有効投票決定箋を100票束の上に載せクリップで留めて第2点検係に回付した。

第2点検係は両候補者の係とも4名で構成されており、有効投票決定箋の候補者名を確認のうえ、第1点検係と同様2名1組で点検し、得票係に回付した。

また、審査係に回付された疑問票等については、同一投票を2名で審査し、有効投票あるいは無効投票に分類後、投票効力決定箋、無効投票決定箋を付し選挙立会人を經由し選挙長に回付した。選挙長は審査係から回付された投票について、有効あるいは無効の決定を行い得票係に回付した。

得票係は2名で構成されており、両候補の第2点検係及び選挙長から回付された有効投票または無効投票について、有効投票決定箋、投票効力決定箋及び無効投票決定箋に基づき、有効投票計算簿または無効投票集計表を作成した。この有効投票計算簿、無効投票集計表は得票係の2名がそれぞれ作成し、各人が個別に作成したものを常時突き合わせ票数が一致するか確認した。得票係において有効投票計算簿で集計された投票は、500票で結束手、候補者ごとに積上台に積み上げた。

以上の開票事務の流れに基づき、順次申立理由を判断する。

#### 1 申立理由1について

開票会場における各係等の配置については、法の定めがなく、選挙を管理執行する選挙管理委員会において、会場の状況や候補者数に応じ、適宜、開票事務が最も円滑に、かつ、適正に執行されるよう配置すべきものと考える。

本件選挙においては、別紙図面のとおり、第1点検係から計算係、第2点検係へと票が回付される方向に向かって左側から届出順に、積上台については選挙立会人からみられて左側から届出順にそれぞれ両候補者を配置している。これは、第1点検係から第2点検係までは実際に作業を行う開票事務従事者の視点から配置し、積上台については票の確認を行う選挙立会人の視点から配置したものであり、当該配置が開票事務の円滑な執行に支障を及ぼすものとは考えられず、当該配置を問題であるとする申立人の主張を容認することはできない。

また、申立人は当該配置のために票の置き間違いが発生したと主張するが、これは彌吉候補の500票の束、4束を積上台を持って行くよう指示された職員が、両候補者に2束ずつ持って行くものと勘違いしたために、一旦2束ずつを両候補者の積上台に置いた後に誤りに気づき、桑野候補の積上台に置いた彌吉候補の2束を本来の位置に置き換えたものである。

申立人は、当該配置のために集計ミスが発生している旨主張するが他に具体的な事実の指摘はなく、そもそも、両候補者の得票は、先に述べたとおり、得票係において2名の係員がそれぞれの有効投票計算簿により両候補の得票を集計し、2名の有効投票計算簿を突き合わせ、票が一致していることを確認したうえで確定したものであり、積上台には集計した後の票が置かれたものである。したがって、本件選挙における開票会場の各係等の配置が候補者の得票集計作業に影響を及ぼすことはあり得ないものである。

#### 2 申立理由2について

当委員会が調査したところ、第1点検係において、開披台から回付された投票について点検を開始した直後の約10分程度の間、彌吉候補の点検の係員が4名に対し、桑野候補の点検の係員が3名であったという事実は確認できたが、これは開票事務従事者全員で開披作業を行い、一定程度開披作業が進んだ段階で順次各担当作業を行うため生じたものであり、点検作業開始後約1時間に渡り1名を欠いたという事実は確認できなかった。

また、点検に要した時間について、彌吉候補の点検が桑野候補の点検よりも長く時間を要しているが、その時差は10～15分程度であったものと考えられる。

点検作業に要する時間は、各係員の経験等により異なるものであり、点検に要した時間の長短と実際の得票数が必ずしも比例するものとは限らず、申立人の主張は単なる憶測にすぎない。

なお、申立人は全投票の再点検が必要である旨主張するが、上記1及び2で述べたとおり、各候補者の得票数の集

計は厳正に行われている。したがって、再点検は不要と判断する。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張はいずれも容認することができないものであり、申立人の異議の申出を棄却した市委員会の決定に誤りはない。

よって、主文のとおり裁決する。

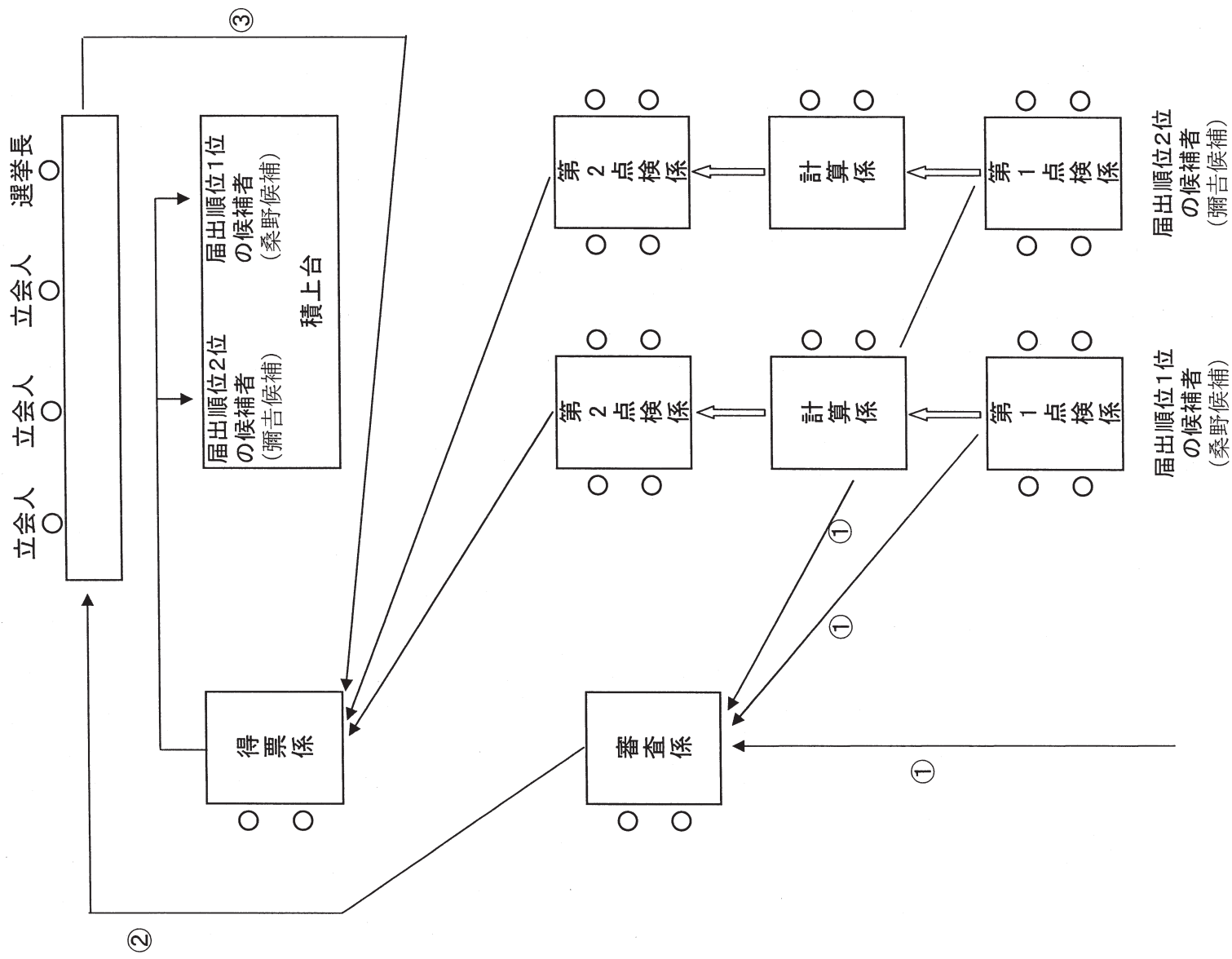
平成18年3月24日

福岡県選挙管理委員会

委員長	田 辺 俊 明
委員	水 戸 栄 樹
委員	松 永 成 行
委員	伊 豆 善 也

(別紙図面)

本件選挙における開票事務の流れ



※ 開披された投票は、白票、疑問票、無効票については審査係に、それ以外の投票については第1点検係に回付される。

※ 第1点検係で発見された疑問票は、審査係に回付される。

※ ①から③については、白票、疑問票、無効票の流れ



## 監査委員

### 監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を警察本部関係機関の北九州市警察部等49か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成18年4月5日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	富田徳二

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

警察本部関係機関49機関に係る定期監査は、平成16年12月1日から平成17年11月30日までの12か月間（ただし、平成17年4月1日に財務担当所として指定された機動捜査隊については、平成17年4月1日から平成17年11月30日まで（の8か月間）を監査対象期間とし、平成18年1月12日から平成18年2月23日までの実日数22日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
北九州市警察本部	平成16年12月1日から 平成17年11月30日まで	平成18年2月10日
警察学校	〃	平成18年1月18日
自動車警察隊	〃	平成18年2月10日
鉄道警察隊	〃	平成18年2月3日
機動捜査隊	平成17年4月1日から 平成17年11月30日まで	平成18年2月10日
交通機動隊	平成16年12月1日から 平成17年11月30日まで	平成18年2月10日
高速道路交通警察隊	〃	平成18年1月19日から 平成18年1月20日まで
第一機動隊	〃	平成18年1月24日から 平成18年1月25日まで
第二機動隊	〃	平成18年2月8日から 平成18年2月9日まで
中央警察署	〃	平成18年2月2日から 平成18年2月3日まで
博多警察署	〃	平成18年1月12日から 平成18年1月13日まで
東警察署	〃	平成18年1月24日から 平成18年1月25日まで
西警察署	〃	平成18年1月12日から 平成18年1月13日まで
南警察署	〃	平成18年1月26日から 平成18年1月27日まで
粕屋警察署	〃	平成18年2月8日から 平成18年2月9日まで
博多臨港警察署	〃	平成18年2月3日
福岡空港警察署	〃	平成18年1月17日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
宗 像 警 察 署	平成16年12月1日から 平成17年11月30日まで	平成18年2月7日
甘 木 警 察 署	〃	平成18年2月7日
筑 紫 野 警 察 署	〃	平成18年1月19日から 平成18年1月20日まで
前 原 警 察 署	〃	平成18年1月26日
若 松 警 察 署	〃	平成18年1月27日
戸 畑 警 察 署	〃	平成18年2月8日
折 尾 警 察 署	〃	平成18年1月17日から 平成18年1月18日まで
八 幡 東 警 察 署	〃	平成18年2月7日
八 幡 西 警 察 署	〃	平成18年2月22日から 平成18年2月23日まで
小 倉 北 警 察 署	〃	平成18年1月19日から 平成18年1月20日まで
小 倉 南 警 察 署	〃	平成18年2月8日から 平成18年2月9日まで
門 司 警 察 署	〃	平成18年2月23日
北 九 州 水 上 警 察 署	〃	平成18年1月27日
行 橋 警 察 署	〃	平成18年2月17日
豊 前 警 察 署	〃	平成18年1月17日
直 方 警 察 署	〃	平成18年1月26日
宮 若 ( 旧 宮 田 ) 警 察 署	〃	平成18年2月22日
飯 塚 警 察 署	〃	平成18年2月15日から 平成18年2月16日まで
上 嘉 穂 警 察 署	〃	平成18年2月9日
添 田 警 察 署	〃	平成18年1月18日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
田川警察署	平成16年12月1日から 平成17年11月30日まで	平成18年2月1日
久留米警察署	〃	平成18年2月1日から 平成18年2月2日まで
小郡警察署	〃	平成18年2月22日
うきは（旧吉井）警察署	〃	平成18年2月17日
八女警察署	〃	平成18年1月25日
筑後警察署	〃	平成18年2月15日
黒木警察署	〃	平成18年1月25日
城島警察署	〃	平成18年1月24日
大川警察署	〃	平成18年1月24日
柳川警察署	〃	平成18年2月17日
瀬高警察署	〃	平成18年2月15日
大牟田警察署	〃	平成18年2月16日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、北九州市警察部等49か所の警察本部関係機関における収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか  
に意を用いて実施し、特に、旅費、交際費、食糧費及び時間外勤務手当の執行状況、収入未済の管理状況並びに通  
勤手当の認定及び支給状況に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、おおむね次のとおりである。

- (1) 収入
  - 警察使用料、警察手数料、財産貸付収入、物品売払収入、弁償金等の調定金額、調定時期及び収入状況
- (2) 支出
  - 賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
  - 報酬、給料及び諸手当の認定並びに支給事務
- (4) 契約
  - 契約の締結及び履行確認の状況

## (5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

## (6) 物品

取得、管理及び処分状況

## (7) 捜査報償費

捜査報償費の執行状況

## 第2

## 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

監査公表第30号

知事部局の本庁、議会事務局、警察本部及び各委員会（委員）事務局112機関について実施した定期監査結果の報告（平成17年9月21日17監一第293号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年4月5日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	富田徳二

17行経第2460号  
平成18年2月21日

福岡県監査委員 福本 義雄 殿  
同 進 谷 庸助 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 富 田 徳 二 殿

福岡県知事 麻生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成17年9月21日17監一第293号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
総務事務センター	<p>通勤手当において、転居に伴う認定変更を行う際、変更前の6か月定期の精算を行わなかったことによる支給過及び電算入力を誤ったことにより変更後の支給開始月分が支給されなかったことによる支給不足が発生し、これらの差額120,190円（1件）が支給過となっており、また、有料道路等加算額の精算を行わなかったため、137,138円（2件）が支給過となっている。</p> <p>扶養手当において、配偶者が雇用保険を受給したことにより、支給要件を欠くこととなったにもかかわらず、認定変更を行わなかったため、166,452円（1件）が支給過となっている。</p>	<p>通勤手当の支給過につきましては、平成17年10月12日までに全額返納済みです。</p> <p>扶養手当の支給過につきましては、平成17年10月4日に全額返納済みです。</p> <p>なお、今後はより一層のチェック体制の強化等再発防止に取り組み、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
児童家庭課	<p>母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係る貸付金償還金の収入未済額は、578,226,589円と多額であり、その収入率は45.57%で前年度に比べ低下しており、過年度分の収入率は9.07%と特に低率である。</p> <p>また、貸付金償還金利子の収入未済額についても7,481,555円と多額であり、過年度分の収入率は6.18%と特に低率である。</p>	<p>母子寡婦福祉資金貸付金については、今後とも貸付申請時における無理のない償還計画の指導、口座振替による償還指導等を行うほか、滞納者に対する書面、電話及び訪問による償還指導を行うとともに償還対策強化月間を設定する等、指導強化を図り収入率の向上に努めてまいります。</p>

	<p>児童扶養手当返納金の収入未済額は、201,150,939円と多額であり、その収入率は6.70%で前年度に比べ低下しており、過年度分の収入率は0.25%と特に低率である。</p>	<p>児童扶養手当については、受付窓口である町村に対する指導強化等により、債権発生 の未然防止を図ります。また、書面、訪問による償還指導を徹底し、債権回収の一層の強化に努めてまいります。</p>
監査保護課	<p>生活保護法に係る診療報酬不正請求に伴う返還金及び介護報酬不正請求に伴う返還金6,327,031円が収入未済となっている。</p>	<p>債務者が所在不明あるいは、法人の解散等により、未済となっています。今後とも債務者の所在調査、督促等を行うとともに、法人の実態に合せ、債権の申し出、不納欠損等の処理を行うこととしています。</p>
監視指導課	<p>硫酸ビッチの不適正処理に係る行政代執行費用11,000,000円が収入未済となっている。</p>	<p>行政代執行費用にかかる収入未済については、文書や債務者との面談等により費用を請求しております。今後とも引き続き債務者への費用の請求を行い、債権の回収に努めてまいります。</p>
農業経済課	<p>農業改良資金貸付金償還金の収入未済額は、120,635,946円と多額であり、その収入率は72.36%で前年度に比べ低下しており、過年度分の収入率は7.79%と特に低率である。</p>	<p>昨年度策定した「収入未済解消計画」に則して、電話督促を行うとともに、借受者及び連帯保証人への個別面談の機会を増やすなど、督促の強化により、収入未済の解消を図っております。 また、各地域農業改良普及センターや農協等関係機関との連携を図り、経営状況の確かな把握と経営指導の強化により、延滞の未然防止に努めてまいります。</p>
治山課	<p>無許可の山林開発に係る土砂流失防止工事行政代執行費用35,575,050円が収入未済となっている。</p>	<p>行政代執行費用に係る収入未済については、今後とも引き続き債務者への費用の請求と財産調査を行い、債権の回収に努めてまいります。</p>
住宅管理課	<p>福岡県住宅管理特別会計に係る県営住宅使用料の収入未済額は、240,759,515円と多額であり、その収入率は94.80%で前年度に比べ上昇しているもの、過年度分の収入率は28.10%と低率である。  福岡県住宅管理特別会計に係る過年度の年金住宅賃貸料の収入未済額は、333,818,805円と多額であり、その収入率は前年度に比べやや上昇しているものの、1.55%と特に低率である。</p>	<p>滞納発生の防止に向けて、口座振替の促進及び生活保護費代理納付制度の拡充を図るとともに、滞納の解消に向けて、連帯保証人に対する履行請求、滞納者面談会、夜間電話督促及び夜間訪問督促並びに長期悪質滞納者に対する明渡請求訴訟並びに退去滞納者に対する督促等の対策を今後とも強力に推進してまいります。 滞納の解消に向けて、滞納事業主の経営及び資産状況等を把握するとともに、個別訪問を実施し納入指導を行う等の対策を今後とも強力に推進してまいります。</p>



17教財第471号  
平成18年10月19日

福岡県監査委員 福本 義雄 殿  
同 進 谷 庸助 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 富 田 徳 二 殿

福岡県教育委員会教育長 森 山 良 一

監査の結果に係る措置について（通知）

平成17年9月21日17監一第293号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
人権・同和教育課	福岡県地域改善対策奨学資金貸付金償還金の収入未済額は、968,946,779円と多額であり、その収入率は17.93%で前年度に比べやや上昇しているものの、過年度分の収入率は1.45%と特に低率である。	地域改善対策奨学資金貸付金償還金については、滞納債権回収に向け、文書及び電話による督促の強化を図りました。今後とも、滞納債権の回収及び新規滞納の発生防止に向けて、有効な方策を企画・実施するなど、一層の努力をしてまいります。

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第80号

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

平成18年4月5日

福岡県公安委員会

#### 1 駐車監視員資格者講習の期日、時間及び場所

講習期日		講習時間	講習場所
第一回	講義	平成18年5月8日（月）及び 同年5月9日（火）の2日間	午前9時00分 ） 午後5時30分
	修了 考查	平成18年5月16日（火）	午前9時00分 ） 午後0時30分
			福岡市博多区吉塚本町13番 50号 福岡県吉塚合同庁舎

注 講習は2日間の講義と1週間後の修了考查で行う。

#### 2 申込み受付期間

- (1) 平成18年4月5日（水）から平成18年4月21日（金）までの間（土、日を除く。）
- (2) 時間については、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間

#### 3 申込み場所

福岡県警察本部交通部駐車対策課及び最寄りの福岡県内の警察署。ただし、交番、駐在所等の出先機関では受理しない。

#### 4 申込みに必要な書類等

- (1) 上記申込み場所に備付けの駐車監視員資格者講習受講申込書 1通
- (2) 写真 1枚（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm大）

#### 5 講習受講手数料

19,000円（申込み時に福岡県領収証紙により納付）

#### 6 申込み要領等

- (1) 受講申込みは、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入した駐車監視員資格者講習受講申込書を持参の上、原則として受講者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。
- (2) 受講人員は約100名であるので、申込み期間中であっても、定員に達したときは、申込み受付を締め切る場合がある。
- (3) 申込み受付後、駐車対策課から受講者あてに駐車監視員資格者講習受講票を郵送する。

#### 7 留意事項

- (1) 講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付申請の際に、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。  
なお、欠格事由については、次のとおり。

ア 18歳未満の者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ウ 一定の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者や暴力団関係者、アルコール中毒・覚せい剤中毒者などに該当する者等

- (2) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

#### 8 その他

- (1) 受講者は、講習期間中、筆記具及び駐車監視員資格者講習受講票を必ず持参すること。
- (2) 講習会場は、駐車場に限りがあることから、原則として自家用車による来場を禁止する。
- (3) 講習の詳細について必要があれば、福岡県警察本部交通部駐車対策課（道路交通

法改正プロジェクト（電話092（641）4141内線5062）に問い合わせること。

**福岡県公安委員会告示第81号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成18年4月1日付で少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則）第2条の規定により告示する。

平成18年4月5日

福岡県公安委員会

氏名	住所	活動区域	
		名称	区域
杉元美智代	福岡市中央区春吉1丁目13-20-1501	○ 天神地区	福岡市中央区のうち天神、大名、舞鶴、赤坂、今泉、警固、薬院
紫垣亨子	福岡市早良区西新1丁目7-10-511		
江頭克代	福岡市中央区大名1丁目2-39-201	○ 清川・春吉地区	福岡市中央区のうち西中洲、春吉、渡辺通、清川、高砂、白金、平尾、大字平尾
釜堀春恵	福岡市中央区天神3丁目7-7		
永吉真治	福岡市中央区清川2丁目19-20		
日野守隆	福岡市中央区大名1丁目15-7-601		
中村徳	福岡市中央区大名1丁目12-66		
河野篤	福岡市中央区大名1丁目13-24		
小谷浩司	福岡市中央区大名1丁目11-13		

中川清	福岡市中央区舞鶴1丁目4-31-703		
樋口徳雄	福岡市中央区荒戸3丁目3-69		
江副裕紀	福岡市中央区大名1丁目9-6		
伊藤忠	福岡市博多区中洲4丁目2-17	○ 雑餉隈地区	福岡市博多区のうち銀天町、寿町、元町、相生町、光丘町、南本町、南八幡町、竹丘町、西春町、麦野、東雲町
野田光雄	福岡市早良区有田4丁目2-4-204		
川内義幸	福岡市博多区西春町2丁目2-18	○ 千代・吉塚地区	福岡市博多区のうち千代、吉塚
堀武志	福岡市博多区下呉服町7-216		
古賀哲夫	福岡市博多区店屋町3-29	○ 中洲・川端地区	福岡市博多区のうち中洲、上川端町、下川端町
大庭宗一	福岡市博多区奈良屋町5-1-301		
吉井薫	福岡市博多区吉塚1丁目41-9	○ 博多駅前地区	福岡市博多区のうち上呉服町、御供所町、住吉、堅粕、比恵町、博多駅東、博多駅前、博多駅中央街、博多駅南、東光、東比恵、山玉、上牟田、半道橋
栗田口賢三	福岡市博多区下川端町1-8		
加藤和雄	福岡市博多区御供所町4-17		
城戸文次郎	福岡市博多区麦野4丁目38-8		
乙成勝	福岡市博多区千代3丁目5-6		
竹添一志	福岡市博多区半道橋1丁目5-32-101		
松村秀豊	福岡市博多区上牟田1丁目12-1		

合屋善克	福岡市東区箱崎3丁目6-3	○ 箱崎地区	福岡市東区のうち箱崎
深野栄介	福岡市東区香椎駅前2丁目6-30-206	○ 香椎地区	福岡市東区のうち香椎駅前
松尾義隆	福岡市東区多々良1丁目28-1		
室津一之	福岡市西区生松台2丁目20-13	○ 西新地区	福岡市早良区のうち西新、城西、祖原、高取、百道、曙、弥生、藤崎、室見
倉光敏夫	福岡市早良区西新4丁目7-21		
戸川麻里子	福岡市早良区西新2丁目23-14	○ 姪の浜地区	福岡市西区のうち愛宕、姪の浜
小林志信	福岡市早良区西新2丁目12-13	○ 長尾、七隈地区	福岡市城南区のうち長尾、友丘、神松寺、七隈
松永義勝	福岡市城南区東油山1丁目5-9		
嶋田満宣	福岡市早良区野芥4丁目4-16		
吉岡直通	福岡市早良区賀茂2丁目38-20		
三島俊康	福岡市西区横浜1丁目18-16		
松尾二三夫	福岡市西区壱岐団地115-2		
山部兼一	福岡市城南区片江5丁目10-15		
伊藤好高	福岡市南区野多目4丁目16-18	○ 大橋・野間地区	福岡市南区のうち清水、向野、三宅、塩原、向野新町、和田、下日佐、玉川、高宮、野間、大池、若久、多賀
渡辺昇	福岡市南区大橋1丁目8-21		
前田弘文	福岡市南区清水4丁目1-24		

北浦庸博	福岡市南区向野2丁目61-202	○ 井尻地区	福岡市南区のうち五十川、井尻、折立、横手、日佐、的場、高木
和田雄治	宗像市富地原1530	○ 宗像地区	宗像市のうち東郷、土穴、田熊
大堂九仁雄	宗像市自由ヶ丘11丁目7-22	○ 福岡地区	福岡市のうち中央、西福岡、花見の里、花見が浜、花見が丘、福岡南、手光南、小竹、東福岡、光陽台南、桜川、有弥の里、光陽台、若木台、高平、手光、津丸、久末、八並、上西郷、内殿、畦町、本木、舎利蔵
萩原治美	大野城市瓦田3丁目10-22	○ 二日市地区	筑紫野市のうち二日市北、二日市南、二日市西、二日市中央、湯町
大武満州男	太宰府市五条5丁目10-12	○ 春日地区	春日市のうち春日原北町、春日原東町
帆足千尋	筑紫野市塔原南2丁目7-38	○ 太宰府地区	太宰府市のうち大字太宰府（五条）、大字通古賀
船越真一	大野城市乙金1丁目5-16	○ 下大利地区	大野城市のうち下大利、東大利
久野力	春日市天神山2丁目1	○ 那珂川地区	筑紫郡那珂川町のうち片縄、道善、大字今光、大字片縄
桑野英則	太宰府市梅香苑1丁目19-16		
與子田道孝	太宰府市大字向佐野327-101		
櫻田勝利	筑紫野市大字天山656-1	○ 古賀地区	古賀市のうち古賀
藤洋之助	糟屋郡志免町大字別府266	○ 志免地区	糟屋郡志免町のうち
土江賢隆	古賀市筵内1454		

貝野勝是	糟屋郡須恵町大字植木305	○ 篠栗地区	大字志免
安川辰己	糟屋郡粕屋町大字仲原2298-2		糟屋郡篠栗町のうち 大字篠栗
高山守	糟屋郡宇美町ゆりが丘1丁目13-30		
牟田正光	糟屋郡新宮町大字新宮258-2		
松永金吾	糟屋郡篠栗町大字田中479-4		
上野完一	朝倉市甘木1012	○ 甘木地区	朝倉市のうち 甘木、頓田
廣渡利秀	朝倉市甘木1368-16	○ 原鶴地区	朝倉市のうち 杷木町志波
城谷正義	北九州市戸畑区一枝3丁目7-9	○ 浅生地区	北九州市戸畑区のうち 浅生、中本町、初音町、汐井町、旭町、幸町、新地
神崎義則	北九州市戸畑区牧山1丁目6-14	○ 天籟寺地区	北九州市戸畑区のうち 菅原、天籟寺、正津町、夜宮
		○ 中原地区	北九州市戸畑区のうち 中原西
犬童則幸	北九州市若松区上原14-13	○ 本町地区	北九州市若松区のうち 本町、中川町、白山
杉本光洋	北九州市若松区久岐の浜2-8-202		
楽満靖夫	北九州市八幡西区友田3丁目1-3-402	○ 折尾地区	北九州市八幡西区のうち 折尾、堀川町、北鷹見町、南鷹見町、光明、千代ヶ崎
黒川千年	北九州市八幡西区日吉台1丁目22-11-301	○ 中間地区	中間市のうち 大字中間、(昭和町、栄町、川端御館町)
濱田孝	遠賀郡岡垣町高陽台1丁目12-7	○ 芦屋地区	遠賀郡芦屋町のうち 正門町、船頭町、高浜町
中山寅清	北九州市八幡西区松寿山3丁目16-13	○ 遠賀地区	遠賀郡遠賀町のうち

向井昌弘	中間市中央1丁目16-19		大字広渡、大字今古賀
三好壽創	北九州市八幡西区藤原1丁目4-30		
讃井俊文	中間市大字垣生59-1		
國廣末喜	北九州市門司区柳町1丁目1-25	○ 大里地区	北九州市門司区のうち 下二十町、中二十町、上二十町、黄金町、大里、戸ノ上、柳町、高田、不老町、原町別院、大里原町、柳原町、別院、新原町、東馬寄、下馬寄、杜の木、上馬寄、西新町、東新町、藤松、中町
奥幸正	北九州市門司区錦町6-5		
森寶幸治	北九州市門司区旧門司1丁目11-33		
吉野益生	北九州市門司区柳町1丁目15-22	○ 門司港地区	北九州市門司区のうち 栄町、錦町、庄司町、老松町、西海岸、広石、清滝、東本町、東門司、丸山、清見
石本直喜	北九州市門司区東本町2丁目5-3-802		
横島勝彦	北九州市門司区松崎町7-1-306		
瓜生数美	北九州市小倉南区守垣本町1丁目29-3	○ 徳力地区	北九州市小倉南区のうち 大字徳力、志徳、企救丘、守垣、大字守垣
平野信幸	北九州市小倉南区沼本町3丁目8-31	○ 吉田地区	北九州市小倉南区のうち 沼本町、沼緑町、沼南町
野口義弘	北九州市小倉南区高野3丁目3-1	○ 葛原地区	北九州市小倉南区のうち 葛原、葛原東、葛原本町
奥野泰美智	北九州市小倉南区上石田2丁目2-7	○ 長行地区	北九州市小倉南区のうち 長行東、長行西、高野、徳吉東、徳吉西
竹内孝	北九州市小倉南区長野1丁目9-30	○ 曾根地区	北九州市小倉南区のうち 津田、長野、下曾根、大字朽網
橋本正己	北九州市小倉南区大字山本361		
清水弘康	北九州市八幡東区枝光5丁目2-20	○ 中央地区	北九州市八幡東区のうち 中央

草賀 勲	北九州市八幡東区東丸山町4-12						
淺田 豊士	北九州市小倉北区紺屋町1-14	○ 小倉駅前地区 ○ 三萩野地区	北九州市小倉北区のうち 京町、魚町、米町、鍛冶町、塚町、紺屋町 北九州市小倉北区のうち 黄金町、白銀町				
深田 五男	北九州市小倉北区白銀2丁目6-3-401						
若松 眞一	北九州市小倉北区馬借3丁目3-5						
伊勢 幸雄	北九州市小倉北区宇佐町2丁目4-11						
溝上 博	北九州市小倉北区田町5-17						
武内 正文	北九州市小倉北区京町1丁目2-2						
仁木 武治	北九州市小倉北区船場町7-4						
田中 啓治	北九州市小倉北区江南町3-21-401						
上野 孝司	北九州市小倉北区貴船町16-3						
山下 源太郎	北九州市小倉北区菜園場1丁目1-16						
木下 人英	北九州市小倉北区砂津1丁目4-26-802						
丸山 智明	北九州市小倉北区江南町2-9						
金元 稔	北九州市八幡西区岡田町3-25	○ 黒崎地区	北九州市八幡西区のうち 黒崎、熊手、藤田、南八千代町、八千代町、東神原町、西神原町、紅梅、東鳴水、岸の浦、岡田町、菅原町				
黒岩 義之	北九州市八幡西区藤田3丁目3-5						
大貝 幸史	北九州市八幡西区熊手1丁目1-7						
山中 秀夫	北九州市八幡西区藤田1丁目2-26						
水口 鉄昭	北九州市八幡西区熊手1丁目2-34						
山本 豊	北九州市八幡西区熊手1丁目1-32						
花田 宗憲	北九州市八幡西区熊手1丁目1-7						
岩本 展幸	北九州市八幡西区熊手1丁目1-46						
河部 雪男	行橋市南大橋6丁目3-3	○ 行橋地区 ○ 苅田地区	行橋市のうち 中央、大橋、宮市町 京都郡苅田町のうち 京町、神田町				
植村 正徳	行橋市大橋3丁目5-10						
松下 登一	直方市大字頓野1847-4	○ 直方駅前地区	直方市のうち 古町、須崎町、神正町、知古、日吉町、津田町、新知町				
的野 弘明	鞍手郡鞍手町大字新北1157番地						
小西 直信	飯塚市庄内町仁保232-15	○ 吉原地区 ○ 二瀬地区	飯塚市のうち 吉原町、宮町、西町、本町、飯塚、東徳前、西徳前 飯塚市のうち 大字伊岐須、大字伊川、大字相田、大字横田、大字花瀬				
渡邊 勝巳	飯塚市大字横田567-1						
相良 淳一	飯塚市菰田西1丁目4-3						
江藤 征生	飯塚市大字大日寺593-49						
大塚 眞次	飯塚市大字鯉田2525-12						
徳田 満	飯塚市庄内町大字網分834-9						
梅林 秀希	田川郡香春町大字香春1224	○ 後藤寺地区	田川市のうち 桜町、宮尾町、春日町、大				

池 宮 修	田川市伊田町8-5	○ 伊田地区	黒町、本町、千代町、平松町、西本町、上本町、丸山町、大字川宮、大字弓削田 田川市のうち 新町、日の出町、伊田町、番田町、寿町、魚町、白鳥町、中央町、栄町
津 島 哲 郎	田川市上本町2-4		
久多見 辰 雄	田川郡香春町大字中津原727-2		
梶 原 孝 文	田川市丸山町15-28		
小 野 秀 雄	田川市伊田町9-27		
		○ 川崎地区	田川郡川崎町のうち 大字川崎、大字池尻
		○ 香春地区	田川郡香春町のうち 大字香春、大字高野、大字中津原
		○ 金田地区	田川郡福智町のうち 大字金田、大字神崎
森 光 徹	久留米市城南町5-7	○ 六ツ門日吉地区	久留米市のうち 六ツ門町、日吉町、通町、中央町
梅 野 重 俊	久留米市櫛原町71-7	○ 西鉄久留米駅地区	久留米市のうち 東町、天神町、大手町
古 賀 利 郎	久留米市通町3-15		
井 上 康 洋	久留米市長門石5丁目9-10		
村 上 豊 美	久留米市日吉町158-8		
村 田 利 光	久留米市東櫛原町1407		
原 誠	久留米市東町26-7		
梅 野 忠	久留米市東町32-14		
平 井 昭 文	八女市大字岩崎204	○ 八女地区	八女市のうち 大字本町、大字本村、大字納楚、大字稲富、大字吉田、大字鶴池、大字蒲原
馬 場 忍	八女市大字稲富275-2		

		○ 広川地区	八女郡広川町のうち 大字新代、大字川上、大字広川
山 田 良 治	柳川市恵美須町30	○ 京町地区	柳川市のうち 新町、出来町、細工町、小道具町、東魚屋町、北長柄町、南長柄町、椿原町、京町、隅町、旭町、恵比須町、常磐町、横山町、八軒町、辻町、中町、曙町、八百屋町、本船津町、新船津町、糶屋町、鍛冶屋町、元町、片原町、蟹町、西魚屋町、筑紫町、保加町、上町、材木町、新外町、柳町、坂本町、一新町、本町、袋町、奥州町、宮永町、茂庵町、城南町、本城町、城隅町、鬼童町
川 口 治 彦	柳川市三橋町蒲船津219-5		
		○ 駅前地区	柳川市のうち 三橋町正行、三橋町高畑、三橋町蒲船津、三橋町下百丁、三橋町今古賀、三橋町江曲、三橋町藤吉
猿 渡 勝 幸	大牟田市大字田隈189-4	○ 明治地区	大牟田市のうち 明治町、栄町、城町、大黒町、中町、東新町、旭町、柿園町、日出町、天神町、北磯町、新開町、健老町、浜町、恵比須町、椿黒町、常盤町、左古町、泉町、谷町、築町、山上町
市 川 光 雄	大牟田市大字歴木1337-3	○ 大正地区	大牟田市のうち 大正町、港町、中島町、住吉町、中友町、本町、新地町、西新町、浜田町、西浜田町
山 本 美 智 子	大牟田市大字岬99-1		
辛 川 和 秀	大牟田市大正町5丁目4-16		
横 山 康 通	柳川市大和町徳益82-1		
徳 留 公 一	大牟田市大字今山36-11		

木 下 幹 雄	大牟田市大字宮崎2604		
---------	--------------	--	--

## 再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

### 福岡県告示第612号の2

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、飯塚市長職務執行者から次のように飯塚市の大字の区域を廃し、その区域をもって町の区域を新たに画する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成18年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

次のとおり大字の区域を廃止し、その区域をもって新たに町の区域を設定する。

#### 1 廃置分合前の飯塚市の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字飯塚	飯塚
大字徳前	徳前
大字片島	片島
大字菰田	菰田
大字立岩	立岩
大字柏の森	柏の森
大字鶴三緒	鶴三緒
大字下三緒	下三緒
大字上三緒	上三緒
大字川島	川島
大字川津	川津
大字横田	横田

大字伊岐須	伊岐須
大字伊川	伊川
大字相田	相田
大字幸袋	幸袋
大字中	中
大字庄司	庄司
大字津島	津島
大字柳橋	柳橋
大字目尾	目尾
大字吉北	吉北
大字大日寺	大日寺
大字花瀬	花瀬
大字潤野	潤野
大字明星寺	明星寺
大字八木山	八木山
大字建花寺	建花寺
大字蓮台寺	蓮台寺
大字鯰田	鯰田
大字佐与	佐与
小字は残す。	

#### 2 廃置分合前の穂波町の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字堀池	堀池
大字秋松	秋松
大字忠隅	忠隅
大字南尾	南尾
大字平恒	平恒



大字楽市	楽市
大字天道	天道
大字太郎丸	太郎丸
大字椋本	椋本
大字久保白	久保白
大字高田	高田
大字舍利蔵	舍利蔵
大字津原	津原
大字安恒	安恒
大字椿	椿
大字弁分	弁分
大字小正	小正
大字若菜	若菜
大字枝国	枝国
小字は残す。	

## 3 廃置分合前の筑穂町の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字内住	内住
大字大分	大分
大字山口	山口
大字馬敷	馬敷
大字元吉	筑穂元吉
大字長尾	長尾
大字北古賀	北古賀
大字平塚	平塚
大字阿恵	阿恵
大字弥山	弥山

大字内野
内野
小字は残す。

## 4 廃置分合前の庄内町の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字高倉	高倉
大字筒野	筒野
大字赤坂	赤坂
大字入水	入水
大字山倉	山倉
大字綱分	綱分
大字有安	有安
大字多田	多田
大字仁保	仁保
大字大門	大門
大字元吉	庄内元吉
大字有井	有井
小字は残す。	

## 5 廃置分合前の潁田町の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字勢田	勢田
大字口原	口原
大字佐與	佐與
大字鹿毛馬	鹿毛馬
小字は残す。	

## 福岡県告示第623号の2

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、嘉麻市長職務執行者から次のように嘉麻市の大字の区域を廃し、その区域をもって町の区域を新たに画する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成18年3月27日

福岡県知事 麻 生 渡

次のとおり大字の区域を廃止し、その区域をもって新たに町の区域を設定する。

## 1 廃置分合前の山田市の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字猪国	猪国
大字上山田	上山田
大字下山田	下山田
大字熊ヶ畑	熊ヶ畑
小字は残す。	

## 2 廃置分合前の稲築町の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字岩崎	岩崎
大字漆生	漆生
大字鴨生	鴨生
大字口春	口春
大字才田	稲築才田
大字平	平
大字山野	山野
小字は残す。	

## 3 廃置分合前の碓井町の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字飯田	飯田
大字上臼井	上臼井
大字光代	光代
大字下臼井	下臼井
大字西郷	西郷
大字平山	平山
小字は残す。	

## 4 廃置分合前の嘉穂町の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字芥田	芥田
大字泉河内	泉河内
大字牛隈	牛隈
大字馬見	馬見
大字大隈	大隈
大字大隈町	大隈町
大字小野谷	小野谷
大字上	上
大字上西郷	上西郷
大字九郎原	九郎原
大字桑野	桑野
大字才田	嘉穂才田
大字貞月	貞月
大字椎木	椎木
大字千手	千手
大字大力	大力
大字中益	中益

大字東畑	東畑
大字屏	屏
大字宮吉	宮吉
小字は残す。	

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
17・12・28	2478	告 示	2538	5	○		後ろから 4		農林省告示	農林水産省告示

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号  
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)